

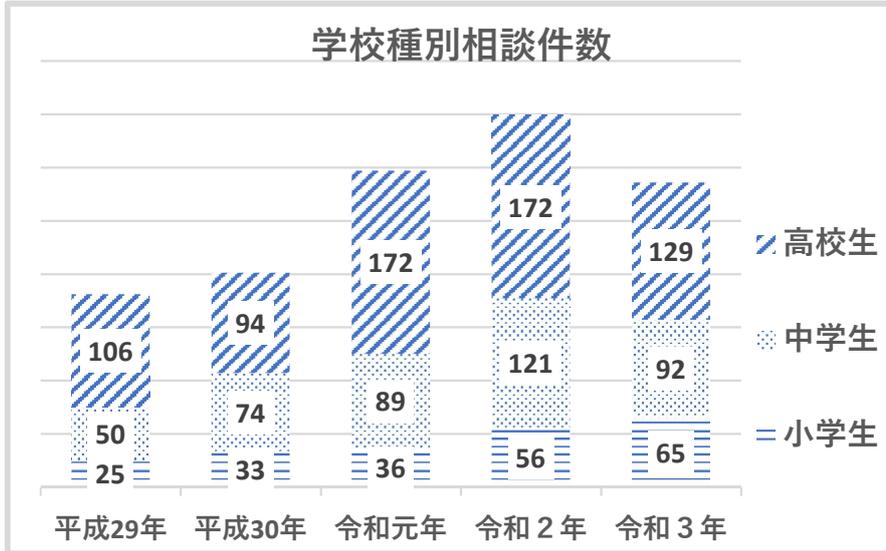


小学生・中学生・高校生の消費生活相談概要 (令和3年度京都府)



京都府消費生活安全センター

1. 消費生活相談件数



○ 令和3年度に、京都府内の消費生活センターに寄せられた相談(20,562件)の内、契約当事者が小学生・中学生・高校生の相談総数は、286件でした。

○ 令和3年度は、前年度に比べて、63件減少しました。高校生の健康食品や化粧品の定期購入の相談が減少したことが主な原因です。

2. 相談内容の内訳

(1) 過去5年間の小・中・高校生の販売・購入形態別相談件数



○ 販売・購入形態別相談件数では、「通信販売」(インターネット含む)が突出しています。



(2) 小・中・高校生の商品・サービス別相談件数

令和3年度 京都府における消費生活相談件数(商品・役務別分類上位5位)

	小学生	件数	中学生	件数	高校生	件数
1	インターネットゲーム	52	インターネットゲーム	38	健康食品(サプリメント等)	17
2	健康食品(サプリメント等)	3	健康食品(サプリメント等)	9	インターネットゲーム	11
3	他のネット通信関連サービス(ソフトウェアのダウンロード等)	2	脱毛剤	8	商品一般※	10
4	アダルト情報	2	アダルト情報	6	脱毛剤	8
5	化粧品、電子ゲーム機器・ソフト など6項目	各1	歯みがき粉	3	アダルト情報	7



※ 商品一般：注文した覚えのない郵便物(中身不明)や請求等

(PIO-NET 地域データ 2022.8検索)

3. 令和3年度、京都府内の消費生活センターに寄せられた相談事例

【事例1】 オンラインゲーム課金※1	契約当事者年齢	13歳	契約購入金額	約 26 万円
<p>クレジットカードの請求金額が高額だったため、不審に思い調べたところ、中学生の息子がスマートフォンの有料ゲームで遊んでいたことがわかった。4ヶ月ほど前から始めて、合計で 26 万円ほど使っている。息子の端末は、IDさえあれば課金ができる設定になっていた。未成年者契約の取消しはできないか。</p> <p style="text-align: right;">※1 キャラクターやアイテム購入等のポイントや料金の支払い</p>				
【事例2】 出会い系サイト課金※2	契約当事者年齢	10歳	契約購入金額	約 5 万円
<p>小学校4年生の息子が、引き出しに入れていたクレジットカードを勝手に持ち出して、古いスマートフォンを使って出会い系サイトの課金に利用していた。クレジット会社に連絡したが、引き落としの保留はできないと言われた。未成年者契約の取消しはできないか。</p> <p style="text-align: right;">※2 個人情報交換やチャットでのやりとり等のためのポイントや料金の支払い</p>				

◎相談員からのアドバイス

スマートフォンやタブレット端末などにクレジットカード情報を登録したままにしておくと、子どもが端末使用時に自由に課金できてしまいます。保護者は、カード情報を削除しておくなど、クレジットカードの管理を適切に行いましょう。クレジットカードの利用ごとにメール等で通知されるよう設定し、日ごろから状況を確認しましょう。

保護者用のアカウントで子どもが課金した場合、子どもが課金したと証明することが難しく、また、年齢を偽って登録した場合は未成年者取消しが認められないことがあります。子どもが使う端末ではペアレンタルコントロール等を利用し、購入・支払いなどの制限をかけることも有効です。



【事例3】 有料サイト	契約当事者年齢	16歳	契約購入金額	約 7 万円
<p>SNSに女性を紹介してくれると書かれていたので、無料通信アプリで連絡を取った。条件をクリアしたら紹介するので、複数の有料サイトに登録をするよう指示があった。1万円払えば、月額料金は発生しないと聞いていたが、今月のキャリア決済に請求があがっていた。解約したいが事業者と連絡が取れず、困っている。</p>				

◎相談員からのアドバイス

出会い系サイトやマッチングアプリ等は、規約をよく読んでから利用しましょう。最近ではSNSや無料アプリから、有料サイトへ誘導するケースも増えています。被害にあわないために、無料であっても安易に登録をしないようにしましょう。



【事例4】 アダルトサイト(ワンクリック詐欺)	契約当事者年齢	14歳	契約購入金額	約 25 万円
<p>中学生の子どもがアダルトサイトの登録料として25万円の請求を受けている。アダルト関連の単語でウェブ検索をしていたところ、アダルトサイトに接続してしまい、「18歳以上ですか」の質問に「はい」をタップしただけで登録手続きが完了と表示が出た。慌てて「取消」をタップするとメールが送信され、折り返しで利用規約の載った長文メールが届き、「登録解除を希望する場合は必ず電話をしてください」と書かれていた。電話はまだかけていない。</p>				

◎相談員からのアドバイス

クリックすることで有料のアダルトサイトへの登録となることが消費者にはっきり分かるように書かれていたわけではないので、契約は成立しているとは言えません。支払い義務も生じません。また、サイト事業者へ連絡すると自分から氏名や電話番号などの個人情報を伝えることとなります。絶対に連絡しないようにしましょう。



【事例5】 定期購入(マウスウォッシュ)	契約当事者年齢	18歳	契約購入金額	約2万円
-----------------------------	---------	-----	--------	------

SNSの広告を見て初回100円のマウスウォッシュを購入したところ、定期購入契約になっていた。初回の商品が届き、次回発送の日付が書いてあったので定期購入だと気づいた。5回コースで総額22,000円と記載されている。解約したい。

◎相談員からのアドバイス

商品を注文する前に、定期購入が条件となっていないか、支払うことになる総額はいくらになるかを確認しましょう。契約内容などを確認できるよう、最終確認画面をスクリーンショットなどで残しておきましょう。請求が来たときは、まず解約・返品できるかどうか、またその条件を確認しましょう。事業者へ連絡した際には、電話、メール、FAX等の記録を残しておくことが大切です。



【事例6】 タレント・モデル契約	契約当事者年齢	17歳	契約購入金額	—
-------------------------	---------	-----	--------	---

ネットで、ライブ配信アプリに配信するための芸能事務所を見つけ、所属契約をした。未成年のため、契約書面には父親が署名したが、契約書面はネットで送られてきた電子書面のみ。報酬は自分が受け取る投げ銭と、時間給1,000円が支給されるというもので、契約に伴う自己負担については記載がない。解約したいが、契約期間は2年だと言われた。違約金については説明されていない。電話で改めて解約を伝える前に、トラブルになった場合の対処法を聞きたい。

◎相談員からのアドバイス

芸能人にあこがれる気持ちに付け込まれ、「あなたは向いている」「審査は不合格だが才能がある」などのあまい言葉で芸能事務所の所属契約を勧められることがあります。その場で契約せず、具体的な活動内容やサポート体制などの契約内容を確認しましょう。

クレジット契約や借金をしてでも有料のレッスンの受講等を契約するように勧める事業者もいますが、必ず仕事や報酬につながるわけではありません。家族や周囲の人に相談するなどして冷静に判断しましょう。



【事例7】 副業(情報商材)	契約当事者年齢	18歳	契約購入金額	約10万円
-----------------------	---------	-----	--------	-------

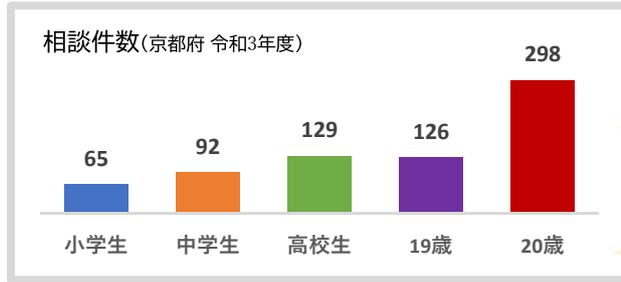
大学費用を捻出するため、友人から教えてもらった、情報商材を利用できるサイトに仮登録した。座っているだけで240万円稼げるというもので、支払後に詳細を教えてもらえると聞いていた。後払い決済で98,000円支払ったが、何も教えてもらえない。返金してほしいと言ったが相手にしてもらえない。

◎相談員からのアドバイス

簡単にお金を稼ぐ方法等と称する情報(いわゆる情報商材)がインターネット等で販売されており、高校生からも相談が寄せられています。副業サイトやSNSなどで「誰でも簡単に稼げる」などと説明されますが、楽に稼げるうまい話はありません。広告や説明と違って情報の内容に価値がない、収入が得られないという相談が見られます。情報商材は購入するまで内容を確認することはできません。安易な購入はやめましょう。未成年者の契約は、取消しができるケースもあります。



18歳から大人 ~こんなトラブルに気をつけよう!~



(PIO-NET 地域データ 2022.8 検索)

※20歳の中には、20歳代と申出のあった相談を含む。

成年になると、消費者トラブルの相談が約2倍に!

成年年齢が18歳に引き下げられ、より社会経験の浅い新成人を狙った消費者トラブルの増加が懸念されています。

事例1 マルチ商法

契約当事者年齢:21歳 契約購入金額:約40万円

将来、経営者になりたいと思い、参加している異業種間交流会で知り合った人から紹介された人と飲みに行き、ネットワークビジネスの説明を受けた。「僕についてきたら経営や稼ぎ方を教えてあげる」と言われ、医療用のベッド約38万円を売ると5万円が利益となり、初月に5台売ると2ヶ月目に400万円が得られると言われた。断りきれずに契約したが、翌日SNSで解約を申し出たところ、「契約すると言ったことに責任を持つように、解約するなら仕返しする」と言われた。

◎相談員からのアドバイス

「必ず儲かる」という甘い話はありません。実態や仕組みのわからないものは契約しないようにしましょう。友達や知り合いから誘われても、きっぱりと断る勇気を持つことが大切です。



事例2 賃貸アパート

契約当事者年齢:22歳 請求金額:約8万円

賃貸マンションの退去時にハウスクリーニング費用を55,000円負担することが条件だったので、敷金から差し引かれるが、それ以外にクロスの張り替えなどで75,000円請求されている。保険に加入していたので保険会社に相談したが、保険も下りない程度の小さい傷で、このような傷まで請求するのは珍しいと言われた。支払わなければならないのか、納得できない。

◎相談員からのアドバイス

賃貸借の入居時には、借主、家主、管理会社、仲介業者等の関係者の立ち会いにより、壁、床、柱等の傷や汚れ等、部屋の現状を確認し、傷や汚れがないか写真や動画でしっかり記録に残しましょう。また、退去時に原状回復費用等を請求された場合は、内容をよく確認し、納得できない点は家主側に十分な説明を求めましょう。



若年者専用電話相談【相談時間】平日午前9時～午後5時

☎ 075-671-0044

京都府消費生活安全センターにつながります



SNSから相談【対応時間】平日午前9時～午後5時

インターネット消費生活相談につながります

※ご相談は、24時間受け付けております。



あなたの近くの
消費生活センターにつながります



京都府消費生活安全センター



Twitter



Instagram



LINE



京都府消費生活安全センター 京都市南区東九条下殿田町 70 京都テルサ西館 2階